

# 海外へ転出される方・海外から 転入された方は、国民年金の手続きを！

**Q** 海外へ転出したら、年金はどうなりますか？

**A** 海外へ転出すると、国民年金の資格を喪失します。ただし申し出をすることで任意加入することができます。任意加入をした場合と、しなかった場合で次のような違いがあります。

### 任意加入した場合

- ・加入中の事故等は障害基礎年金の対象となります。
- ・保険料を納めて、老齢基礎年金を満額に近づけることができます。

### 任意加入しなかった場合

- ・事故等にあっても障害基礎年金の対象となりません。
- ・海外にいた期間を、年金の受給資格期間に合算することができませんが、老齢基礎年金額には反映されません。

※年金の請求手続きの際に、海外在住期間の確認のためパスポートが必要になる場合があります。ですので、有効期限がきれたパスポートも大切に保管しておいてください。

**Q** 海外から転入したら、年金はどうなりますか？

**A** 国民年金の転入手続きと資格取得の届出が必要で、その際には年金手帳・パスポート(出入国が確認できるもの)、代理の場合は印鑑・委任状等が必要です。

**Q** 市外からうるま市へ転入した場合に年金課への届出が必要ですか？

**A** はい。必要です。

◎国民年金や厚生年金を受取っている人は「年金受給者住所変更届」を社会保険事務所へ提出しないといけません。(転居の場合も同様です)届出用紙は、市役所年金課に備え付けています。

◎年金を受給されていない方も国民年金1号被保険者の場合は年金課に届出をお願いします。(転居の場合も同様です)

※厚生年金(又は共済年金)加入者やその配偶者である第3号被保険者はそれぞれの勤務先で住所変更の届出を行ってください。

届出をしないと納付書や受給者へのお知らせ等が前住地へ送られます。



## 国民年金保険料のクレジット納付について

国民年金保険料をクレジットカードでお支払いできます。

### お支払方法

#### 毎月支払い

毎月の保険料を当月末に立替。割引額はありません。

#### 1年分の支払い(前納)

4月から翌年3月までの保険料をまとめて4月末に立替。割引額は現金で1年分を前納する場合と同様(平成20年度価格は3,070円割引)です。

#### 半年分支払い(前納)

4月分から9月分までの保険料を4月末に、10月分から翌年3月分までの保険料を10月末にそれぞれまとめて立替。割引額は現金で半年分を前納していただく場合と同様(平成20年度価格は700円割引)です。

※前納(1年又は半年)をご希望の場合は、2月末までにお申込ください。3月1日以降にお申込の場合は、次の前納期(4月又は10月)までは、毎月支払いとなる場合があります。

### 対象となる保険料等

- ・お支払いいただける保険料は、「定額保険料」及び「付加保険料込みの定額保険料」となります。(一部を免除されている場合はご利用いただけません)。
- ・カード会社へのお支払い回数は、1回払いのみとなります。(分割払いやリボ払い等のご利用できません)
- ・クレジットカード支払いは、口座振替割引が適用されません。

### お申込み方法

クレジットカード支払希望の場合は、申込用紙「国民年金保険料クレジットトカード納付(変更)申出書」に必要事項を記入のうえ、お近くの社会保険事務所又は市役所年金課に提出ください。

※利用できるクレジットカード等詳しいことは、市役所年金課又はコザ社会保険事務所までお問い合わせください。

### お問い合わせ

うるま市年金課 TEL97315498  
コザ社会保険事務所 TEL93313437・3438

